

景観形成住民協定概要

協定基本情報		
協定の名称		ウッディヒルズ馬坂景観形成住民協定
協定に係る区域		上田市本腰越 約0.97ha
協定者/運営会等		21名 / ウッディヒルズ馬坂住民協定運営委員会
認定日 / 番号		平成8年3月13日 / 第33号
協定内容・主な基準		
建築物	敷地	・敷地分割する場合は、敷地面積を概ね200㎡以上確保する。
	配置	・電線地中化に伴い、道路境界より50cmの範囲の敷地部分は空地とし、構造物等の築造、設置はしない。 ・敷地境界に設ける柵等は、生垣とし、道路との境界に設ける場合は、境界から50cm以上内側に設置する。
	意匠等	・建物は木造とする。 ・建物の外壁及び屋根の色は落ち着いた色とし、周囲の景観に調和したものとする。 ・建物の屋根は、切妻、寄棟等、勾配のある日本瓦屋根又は周辺の環境に適した屋根とする。
工作物	広告物	・広告物の設置及び表示はしない。
緑化		・沿道及び敷地内の空地等は、できる限り緑化に努める。特に沿道境界から50cmの範囲の敷地部分には低木、草花等を植栽する。 ・既存の樹木等がある場合は、これらの活用に努める。また、地域の環境に適したものを使用する。 ・敷地には、出来る限りシンボルツリーとしての樹木を植栽する。 ・植栽した緑化樹木等の維持管理に努める。
その他		・協定参加者は、道路、公園、ごみステーション等の公共的な部分の景観形成について、協力して取り組む。
周辺写真		
		